

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。  
[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年10月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：モンゴル 担当：地球環境部  
案件名：ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ2

1 契約予定期間：2013年12月上旬～2017年6月上旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における大気汚染に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年10月16日から2013年10月18日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年10月16日から2013年10月21日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年11月11日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 11月中旬
- (5) 契約交渉 : 11月下旬～12月上旬

5 業務の目的

モンゴルは石炭資源に非常に恵まれた国であるため、燃料エネルギー確保の点で石炭への依存度が高い。ウランバートル市で使用されている石炭のほとんどは、水分と灰の含有量が多く、燃焼時に煤煙排出量が多い。大気汚染源は、3カ所の火力発電所、約200カ所の地区暖房ボイラ施設（HOB; Heat Only Boiler）と小型石炭焚き温水ヒーター（CFWH; Coal Fired Water Heater）、ゲル地区居住13万世帯以上の20万から30万に及ぶゲルストーブである。大気汚染は、石炭が暖房に使用される冬期に特に著しく、現在もっとも問題とされているのが、暖房施設や火力発電所から排出される粒子状物質（TSP、PM10、PM2.5）である。また、火力発電所の焼却灰や道路粉じんの飛散による大気汚染への影響も大きい。近年、ウランバートル市の人口集中と経済発展に伴い飛躍的に自動車登録台数や交通量が増加し、自動車排ガスによる大気汚染の悪化も懸念されている。

国家気象・環境モニタリング庁（以下、「NAMEM」）によると、ウランバートル市の大気環境モニタリング局では、2011年の冬季にPM10の最高月平均濃度が1,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後で推移し、全ての局でモンゴルの環境基準（24時間値100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、年平均値50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える高濃度となるなど、市民への健康リスクが高まっている。さらに、SO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>などの大気汚染物質では、年間を通じて、環境基準を超過しているケースがみられる。

ウランバートル市は大気汚染対策を推進するために2006年に同市自然環境保護局に大気質課を設立し、その後、2009年2月に同部を大気質庁（以下、「AQDCC」）に格上げしたが、同庁職員は大気汚染の複雑な問題を取り扱うための知識と経験が不足していた。当時は各汚染源が大気環境に及ぼす影響が不明であり、大気汚染が問題となっている原因・実施すべき対策を検討するに当たり、科学的根拠に基づいたデータがほとんど存在しない状態であった。

このような状況下で、JICAはウランバートル市の大気汚染対策能力を強化するため、技術協力プロジェクト「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクト（2010年3月～2013年3月）」（以下、「フェーズ1」）を実施した。このプロジェクトの中で、AQDCC及び関係機関に対し、発生源インベントリ作成、大気拡散シミュレーションモデル構築、排ガス測定、ボイラ登録管理制度導入、発電所及びHOB等の診断・対策案の検討等に関する技術協力を行い、大気汚染対策を科学的根拠に基づき検討する能力の向上に貢献してきた。しかし今後の効果的な大気汚染対策の推進のためには、モンゴル側が自立的に検討・実施できる技術的能力の強化に加え、具体的な対策・施策を進めるための仕組み・体制作りが不可欠である。また、フェーズ1では協力対象に含まれていなかった大気環境モニタリングについても、データ管理・精度向上に関して課題が残されている状況である。こうした背景から、モンゴル政府からの要請に基づき、同プロジェクトの後継案件となるフェーズ2を実施することとなった。これを受けてJICAは2013年6月に詳細計画策定調査を実施し、2013年9月に両国間で討議議事録（Record of Discussions:R/D）の署名・交換を行った。

6 業務の範囲及び内容

【対象エリア】

モンゴル国ウランバートル市（面積：4,700km<sup>2</sup>、人口：120万人）

【業務内容】

プロジェクト目標「ウランバートル市と他の関係機関の人材育成と組織体制構築を重視しつつ、ウランバートル市の大気汚染対策能力が強化される」を達成するための以下に挙げる成果を達成するため、モンゴル側カウンターパートと協力して活動を行う。

- 成果1. 排出源モニタリング能力が強化される。  
成果2. 大気環境モニタリング能力が強化される。  
成果3. 大気環境及び発生源の評価分析能力が強化される。  
成果4. ウランパートル市大気質庁(AQDCC)及び関係機関による技術的な検討が活用されることによって、大気汚染対策に係る意思決定プロセスが改善する。  
成果5. AQDCC及び関係機関が一般市民や関連専門家に対して、大気汚染に関連する公表・啓発及び警報活動を行える能力が強化される。  
成果6. 大気汚染対策実施案に係る評価・審査能力が強化される。  
成果7. AQDCC及び関係機関による排出源の規制及び管理能力が強化される。  
成果8. AQDCC及び関係機関によって、主要な大気汚染物質発生源の事業者側による対策が喚起される。  
成果9. 大気環境管理サイクル全体に係る組織体制が構築される。

## 7 成果品等

- (1) ワークプラン(第1年次) (2014年1月中旬)
- (2) プロジェクト業務進捗報告書(その1) (2014年6月下旬)
- (3) プロジェクト業務進捗報告書(その2) (2015年1月下旬)
- (4) プロジェクト業務進捗報告書(その3) (2015年6月下旬)
- (5) ワークプラン(第2年次) (2015年8月中旬)
- (6) プロジェクト業務進捗報告書(その4) (2016年1月下旬)
- (7) プロジェクト業務完了報告書 (2017年5月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括(評価対象予定者)
- (2) 大気汚染対策(評価対象予定者)
- (3) 固定発生源排出ガス測定 1
- (4) 固定発生源排出ガス測定 2
- (5) 移動発生源排出ガス測定
- (6) その他発生源モニタリング
- (7) 大気環境モニタリング 1
- (8) 大気環境モニタリング 2
- (9) 大気環境データ解析
- (10) PM10及びPM2.5測定及び成分分析
- (11) 発生源インベントリ
- (12) 大気拡散シミュレーション
- (13) 火力発電所対策
- (14) クリーンコール技術
- (15) 大気汚染対策評価
- (16) ボイラ登録制度
- (17) 広報/啓発活動

## 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 2013年6月に詳細計画策定調査を実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。